

宮城県監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12条の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成15年3月28日

宮城県監査委員 渡 邊 和 喜

宮城県監査委員 坂 下 康 子

宮城県監査委員 渡 邊 達 夫

宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成15年2月12日

2 通知のあった日

平成15年3月14日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 古川地域子どもセンター

イ 監査委員の報告の内容

民生費負担金において、時効完成したものが多数認められたので、債権管理の徹底を図る必要がある。また、既に時効により債権が消滅したものについて徴収しているものが認められたので、改善を図るべきである。

ロ 措置の内容

債権管理については、関係法令に基づき適正な取扱いを徹底し、時効が完成した時には速やかに不納欠損処分の措置を講ずるほか、誤徴収したものについては還付を行うこととした。

(2) 内水面水産試験場

イ 監査委員の報告の内容

工事請負費の前金払において、前払金保証契約書の寄託を受けていないものが認められたので、今後再発しない対策を講じるべきである。

ロ 措置の内容

工事請負費の前払金の支払いに当たっては、前払金保証契約書等必要書類の添付を確認するチェックシートを作成し、再発防止を図ることとした。